

## 【特定整備】の認証に係る様式のダウンロードについて

【特定整備】の認証を申請する際に必要となる各種様式につきましては、下記の四国運輸局ホームページにアクセスして、必要な様式をダウンロードしてください。

データ形式につきましては、【旧様式】はWord形式とPDF形式、【新様式】はExcel形式とPDF形式があり、パソコン、手書きの両方で書類作成ができるようになっております。

下記表に、各種様式の使用用途を記載しますので、提出の際の参考にしてください。

☆四国運輸局ホームページ（四国運輸局 → 申請・届出案内 → 自動車特定整備事業関係）

[https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/s\\_bunkai.html](https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/s_bunkai.html)

### ※注意!!※

【旧様式】については、分解整備に限り令和6年3月31日まで使用ができますが、令和6年4月1日以降の使用は認められていませんのでご注意ください。また特定整備を取得した場合も【旧様式】の使用はできませんのでご注意ください。

### 【旧様式】

名 称	様 式	使 用 用 途
整備事業認証申請書（変更届）	第1号	・新規の認証申請を行う場合 ・取得した認証に変更を行う場合（名称変更、移転など）
整備主任者届	第2号	整備主任者の新規選任、変更（異動など）、解職（退職など）を行う場合
整備事業廃止届	第3号	認証工場を廃止（廃業）する場合
法人の役員変更届	第4号	事業者が法人の場合に、法人組織内を変更した場合
認証書再交付申請書	第5号	認証書を紛失した場合
業務範囲の限定解除（変更）申請書	第6号	業務範囲（ガソリン車又はジーゼル車のみ）の限定を解除、変更する場合
機械・計器・工具一覧表	第7号	対象自動車の拡大や事業譲渡の際に使用
申告書	第8号	懲役刑などに処せられていないことを申告する。新規認証や事業の譲渡の際に使用

### 【新様式】

名 称	様 式	使 用 用 途
認証新規申請書	第1号	新規の認証申請を行う場合（分解整備のみの申請にも使用可能）
整備事業変更届	第2号	取得した認証に変更を行う場合（名称変更、移転、譲受、特定整備の取得など） ※【旧様式】の第7号、第8号は第2号に含まれています。
整備事業廃止届	第3号	認証工場を廃止（廃業）する
整備主任者届	第4号	整備主任者の新規選任、変更（異動など）、解職（退職など）
法人の役員変更届	第5号	事業者が法人の場合に、法人組織内を変更した場合
認証書再交付申請書	第6号	認証書を紛失した場合